

令和8年2月24日

庁議資料

こども性暴力防止法への対応方針(案)

令和8年2月版

狛江市

こども性暴力防止法※ 概要

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務付けられます。

(※令和6年6月成立：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)

法施行後に求められる措置

- ✓ **安全確保措置**
被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備等
- ✓ **犯罪事実確認**
従業員の性犯罪前科の有無の確認
- ✓ **防止措置**
性暴力のおそれがあると判断される場合の子どもとの接触回避策(配置転換)等
- ✓ **情報管理措置**
性犯罪前科等の情報の適正な管理

こどもをまもろう みんなでまもろう



<こども性暴力防止法 事業者マーク>

こども性暴力防止法施行ガイドライン及び事業者向けリーフレットより

こども性暴力防止法 概要

制度対象

子どもに教育・保育などを提供する事業のうち、以下の事業・業務が対象となります。

※児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

※学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず義務。その他は、国が認定することで制度の対象となる。

義務対象

認定対象

対象事業

学校(幼稚園/小中高)、認可保育所、児童館、、指定障害児通所支援事業、家庭的保育事業...等

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、学習塾、スポーツクラブ...等

対象業務

教員、部活動指導員、保育士、児童発達支援管理責任者...等

保育従事者、放課後児童支援員、塾講師、指導員...等

その他、認定の対象となる事業例

次の要件を満たす事業も認定の対象となります。

- ✓ 就業期間要件: 6か月以上の期間中に2回以上同じ子どもが参加できること
- ✓ 対面要件: 子どもと対面で接すること
- ✓ 場所要件: 子どもの自宅以外で教えることがあること
- ✓ 人数要件: 子どもに何かを教える者が3人以上であること

法施行に伴う実施スケジュール

令和8年4月～

phase1: 施行前の先行対応
対象事業者からの誓約書提出要請

法施行後以降

phase3: 段階的拡大
認定対象事業や民間団体への周知
啓発等の活用の拡大を検討

令和7年度

情報収集・対応検討
体制整備・周知等

法施行後(令和8年12月25日～)

phase2: 「子ども性暴力防止法」
全面施行
制度の本格運用開始
義務対象事業への対応

※法施行のスケジュールに合わせ、段階的に対応

phase1: 施行前の先行対応

phase1

誓約書による実効性の確保

法的義務化に先立ち、市が実施する「制度対象」に該当する事業(委託等含む)を対象に、従事者から「誓約書」の提出を求めます。

対象事業

制度対象に該当する義務対象事業及び認定対象事業

目的

性犯罪歴確認が困難な段階での最大限の安全担保

誓約内容

従事者の適格性の確認



対象業務の考え方 「3つの要素」

支配性

子どもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと

継続性

時間単位のものを含めて子どもと生活を共にするなどして、子どもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと

閉鎖性

親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること

phase2・3: 法施行後の運用方針

phase2

🛡️ 義務対象事業への対応

法施行直後は、制度の安定的な定着を優先するため、まずは「義務対象事業」への対応を基本方針とします。

対象

学校(幼稚園/小中)、認可保育所、児童館(放課後児童健全育成事業も含める)、指定障害児通所支援事業、家庭的保育事業...等

必要な措置

安全確保措置、犯罪事実確認、防止措置、情報管理措置

phase3

🔗 段階的な制度拡大

今後の運用状況を勘案し、認定対象事業への対応や民間団体への周知等の制度の活用拡大を検討します。

対象

認可外保育所施設、一時預かり、病児保育、子育て短期支援事業、妊産婦等生活援助事業...等、ほか制度対象となる事業

【総括】

先行する「誓約書」の提出を求めることで安全を担保し、法施行後は「確実な法遵守」を軸に、段階的に制度の活用を広げていきます。